指導監督的な実務経験の評価に導入した「実務歴ポイント制」運用要領

令和3年9月改訂令和元年9月制定教育委員会 資格認定制度専門委員会

本要領は、教育並びに資格認定要項(架空送電線路工事従事者用)に定める現場代理人の資格認定のうち「5.1.4 指導監督的な実務経験」について、その評価方法を見直し、導入した「実務歴ポイント制」の運用方法を整理したものである。

1. 指導監督的な実務経験の評価方法見直しにおける基本的な考え方

(1)基本方針

評価方法の見直しにあたり、次の2点を基本方針とした。

- ①技術力の低下を招くような資格要件の「緩和」は避け、資格要件の「拡大」を 検討する。
- ②資格要件の「工事規模の具体例」は、現行の考え方を踏襲しつつ、定量的な評価方法(実務歴ポイント制)の導入を目指す。

(2)資格要件の「緩和」と「拡大」の定義

- ①技術力の低下を招くような資格要件の「緩和」の定義
 - ·「66kV以上・2回線・2基以上と同等なもの」の規模に満たない工事の実務 経験のみで、所要期間2年を要件とすること
 - ・指導監督的な実務経験の所要期間を2年未満に減じること
- ②技術力の低下を招くことが無いような資格要件「拡大」の定義
 - ・鉄塔と架線を一連の工事として経験できないが、規模が「66kV・2回線・2 基以上と同等以上」の鉄塔と架線を個別に、双方とも経験する場合
 - ·「66kV·2回線·2基以上と同等なもの」に満たない規模でも、鉄塔と架線を 一連の工事として経験できる場合

であって、技術力の低下を招くことなく、工事の技術面を総合的に経験できる工事を対象とする。但し、現行の考え方と一部相違するものは、実務歴ポイントの参入に制限を設ける。

以上の基本方針のもと、現行の資格認定要項の考え方を踏襲しつつ、指導監督的な実務経験に定量的評価(実務歴ポイント制)を導入する。

以下余白

2. 実務歴ポイントの評価基準

実務歴ポイントは、対象工事の「工事規模P」×「実務期間(月数)」の合計ポイントで評価する。

(1)工事規模 P

工事の種類と規模を考慮した、基準とする「工事規模P」を以下に示す。

- ○鉄塔工事(基礎・組立) < 2基以上は2倍>
 - · 6 6 k V 1 回線 工事規模 P 「 1 」
 - · 6 6 k V 2 回線 工事規模 P 「2 |
 - · 6 6 k V 4 回線 工事規模 P 「3 |
 - · 1 1 0 k V 以上 2 回線 工事規模 P 「 3 」
- ○電線工事(延線・緊線) <電線張替工事のみ2km以上は2倍>
 - · 6 6 k V 1 回線 工事規模 P 「2」
 - · 6 6 k V 2 回線 工事規模 P 「 4 」
 - · 6 6 k V 4 回線 工事規模 P 「 5 」
 - · 1 1 0 k V以上2回線 工事規模P「5」

〇特殊工事

管理能力が必要な特殊性の高い次の工事は、特殊工事P「2P」の加算を認める。ただし、1件名「2P」までとし重複加算は認めない。

加えて、特殊工事P「2P」の加算による1工事の工事規模Pは「8P」を 上限とする。

- ·「多導体工事」,「活線接近工事」,「市街地工事」
- ·「新幹線横断工事」,「高速道路横断工事」
- ・「その他特殊工事」
- ※「その他特殊工事」とは、基準工事規模(66kV・2cct・2基)と比較し、特殊性が高く、難易度の高い実務が必要な工事で、「技術面・管理面・対外折衝面等」から、これを証明する説明を加え、実務歴P制検証分科会等(資格認定関連の会議体)の承認により採用を認める。

<その他特殊工事の例>

・「海峡横断、及び鉄道の高架部分などの特殊筒所を横断する工事」

(2)実務期間(月数)

対象となる工事に、指導監督的な立場(副現場代理人・安全担当・技術担当 (複数の場合は筆頭者))で従事した実務経験期間を「実務期間(月数)」とする。 ※指導監督的な立場の対象について

- ・JR工事は「主任技術者又は監理技術者および工事指揮者」を対象とする。
- ・JV工事で構成会社毎に技術担当を配置する場合は「構成会社毎の筆頭者」を 対象とする。

(3)資格認定申請を認める「実務歴ポイント」の基準P

資格認定要項で定める基準「工事規模」と必要「実務期間」から定める。

- ① 基準「工事規模」 66kV·2回線·2基以上
 - · 鉄塔工事「2 P × 2 = 4 P |
 - · 架線工事「4 P 」
 - $\Rightarrow \lceil 4 \rceil + \lceil 4 \rceil = \lceil 8 \rceil$

- ②必要「実務期間」 24ヵ月
- ③実務歴ポイントの基準P

「基準工事規模」×「必要実務期間」=実務歴ポイントの基準P「8P」×「24ヶ月」=「192P」

二実務歴ポイントが「192P」を超える者は申請を認める。

3. 「実務歴ポイント制」におけるP算定方法について

(1)実務歴ポイントにおける「P制限」

P制限は、現行制度における「実務期間の参入期間制限(12ヵ月)」の考え方を 踏襲するもので、「制限なし」「P制限」の具体的な対象工事を以下に示す。

①実務歴ポイントへの参入を制限しない工事(制限なし)

現行制度において、参入期間の制限を設けていない以下の工事

⇒66kV以上・2回線・2基以上の新設,建替工事,及び電圧・基数にかかわらず, これと同等以上と認められる工事

<66kV以上・2回線・2基以上と同等なもの>

(新設・建替工事)

· 110kV 以上·1回線1基以上· 66kV · 4回線以上1基以上· 66kV · 1回線·多導体工事1基以上· 66kV · 2回線·活線、活線近接1基以上· 66kV · 2回線·市街地工事1基以上

(撤去工事)

· 66kV 以上· 2回線2基以上· 66kV 以上· 4回線以上1基以上

- ②実務歴ポイントへの参入を96Pに制限する工事(P96制限)
- a. 現行制度において、参入期間を 12 ヵ月までに制限している以下の工事
 - ·OPGW工事

5km 以上

· 66kV 電線張替工事

2km 以上

- ·66kV·1回線·1基以上 の新設、建替工事
- ·66kV·1回線·1基以上 の撤去工事
- b. 実務歴P制導入により、P加算を可能とした以下の工事
 - ・「66kV以上・2回線・2基以上」と同等規模の工事で,「鉄塔」と「架線」を 個別に実施する工事
 - ・「66kV以上・2回線・2基以上」の規模に満たないが「鉄塔と架線を一連の工事」として実施する工事(66kV未満で、支持物は鉄塔、電線は延緊線を伴う工事)
 - ・「66kV・1回線・1基以上の撤去工事」と同等の撤去工事で,「鉄塔」と「電線」を個別に実施する工事
 - ·「66kV·1回線·1基以上」の改良工事で、基礎工事が伴う鉄塔嵩上げ工事
 - ・「鉄塔」または「架線」の単独工事ではあるが、工事難易度が前述の工事と同 等以上の「高難度工事」
 - ⇒多導体の緊線・緊線解体を伴うがいし連取替工事

- ⇒「部材取替が 50%を超える部材交換」又は「主柱材の取替を含む部材交換」の工事
- (2)実務歴ポイント算定に用いる「工事規模パターン」

実務歴ポイント算定に用いる「工事規模P」をパターン化した新様式—1裏の「別紙:実務歴ポイントの算定に用いる工事規模パターン」を整備した。

内申書<指導監督的な実務経験の実務歴ポイント算定表>のポイント算定における基礎データの一覧表である。

4. 現場代理人資格認定申請に用いる「内申書」ついて

実務歴ポイント制の導入に伴い内申書様式を見直したので「新様式ー1表、裏」 により申請するものとする。

(1)送研現場代理人資格認定内申書(新様式-1表、裏)の見直し内容

- ·「指導監督的な実務経験」欄は、表面下段から裏面とした。 但し、表面下段左に「指導監督的な実務経験」の合計の記載欄を設けた。
- ・これに伴い「教育・講習・教習などの受講実績」欄を裏面から表面下段とした。

(2)内申書の記載上の留意点について

- ①「教育・講習・教習などの受講実績」欄
 - ・現場代理人教育実施計画に基づく「基礎学科(36時間)」「一般教養(42時間)「安全衛生管理(54時間)」「施工管理(53時間)」「基礎技術(107時間)「技能(439時間)」の6教科を3年間で履修させることが必要要件のため、その受講年月を記載すること。
 - ·上級現場代理人の申請者は、現場代理人資格認定取得後、翌年度の特別講習会の受講が必須のため、その受講年月を記載すること。
- ②「指導監督的な実務経験」欄

(新様式-1裏)「指導監督的な実務経験 対象工事の概要と期間,及び実務歴ポイント算定表」の記載方法を以下に示す。

- ・データ入力方法の凡例に示すとおり,「黄色」セルは手入力,「緑色」セルは表引き入力, その他は保護セルのため入力不可としている。
- ・会社名、氏名は、表面と重複するが印刷後の申請者特定用として入力する。
- ・ <指導監督的な実務経験の対象工事の概要・期間>(上段)は,
- →変更前の「指導監督的な実務経験」と同様に諸項目を入力する。
- →上級現場代理人もこの欄に必要事項を入力する。
- ・ < 指導監督的な実務経験の実務歴ポイント算定表 > (下段) は、
- →現場代理人の申請者のみが入力する。
- →入力箇所は「工事規模番号」のみ。
- →工事規模番号は「別紙 工事規模パターン」と「対象工事の規模」が一致する 工事規模を選定し、その「工事規模番号(6 桁数字)」を入力する。
- ·(新様式—1表)「指導監督的な実務経験」欄は、(新様式—1裏)で算定した「実務歴ポイント(現場代理人)」と「累計期間(上級現場代理人)」の合計値を入力する。

5. 「実務歴ポイント制度検証分科会」の設置について

·設置目的

実務歴ポイント制の導入に伴い、制度が成熟するまでの期間、制度の有効性確認、全国大での評価水準調整を目的に設置する。

· 分科会構成

主 杳 : 教育委員会幹事.

委員:教育委員会委員,又は支部教育部会幹事

特別参加:教育委員長, 専務理事

·開催時期

毎年12月下旬

・審議事項

実務歴ポイントが基準Pには満たないが、基準Pと同程度の実務経験を有すると評価できる場合などは、「指導監督的な実務経験の評価方法見直しにおける基本的な考え方」の範囲内において審議する。具体的には

- ·「工事規模P」の基準に関する審議 ・特殊工事の取扱いに関する審議
- ・実務歴ポイントの参入制限に関する審議・制度の運用方法に関する審議など
- ・審議資料

前記の審議事項に該当する案件がある場合は、当該支部は資料を分科会に提示し、説明する。

6. 添付資料

- ・ 別紙 1 実務歴ポイント制に関する質疑応答集(検証分科会等の質疑と対応)
- ・別紙2 「教育並びに資格認定要項(平成15年3月)」に定める「5.現場代理人の 資格認定」のうち「5.1.4 指導監督的な実務経験」の抜粋版

7. 様式集

- ·(新様式-1表)送研現場代理人資格認定内申書
- ・(新様式-1裏) 指導監督的な実務経験 対象工事の概要と期間、及び実務歴 ポイント算定表
- ・(新様式─1裏)の別紙 実務歴ポイント算定に用いる工事規模パターン

実務歴ポイント制に関する質疑応答集

- 1. 第1回実務歴ポイント制検証分科会(2019/12/20)での質疑応答
 - ① 実務期間の算定における月数カウントについて
 - ・1月~3月を2か月とカウントするか、3ヶ月とカウントするか?
 - ⇒実務経験工事毎に重複カウントがないこと。
 - ② 「活線近接工事」の定義について
 - ・架線工事の期間中に、どの程度の活線接近工事の期間があれば「活線近接工事」 と定義するのか。
 - ⇒運開前の既設等への「つなぎ込み」工事は,「活線近接工事」には定義しない。 片回線停止の工事は,電圧・工事亘長に関わらず「活線近接工事」と定義する。
 - ③ 工期と工事従事期間の関係について
 - ⇒工事期間がどうあれ、工事従事期間をカウントする。
 - ④ 工期と停止期間の関係について
 - ・工期のうち、どの程度の停止期間あれば「活線近接工事」として扱うのか。
 - ⇒②の考え方とする。
 - ⑤ がいし連取替工事を追加できないか
 - (第2回分科会と対応により 2021 年度から「高難易度工事」と定義し採用した)
 - ・緊線解体、緊線が伴い、多導体では比較的大規模工事になるので追加できないか。
 - ⇒架線工事は,「延·緊線工事を伴うこと」と定義してきた。
 - 難易度の高い作業内容になる場合はあるが、架線工事(延·緊線工事を伴うこと) の定義から外れるため、追加しない。
 - ⑥ 改良工事(部材取替 50%、主柱材を含む部材交換, 嵩上げ工事) の追加について (第2回分科会と対応により 2021 年度から「高難易度工事」と定義し採用した)
 - · 部材取替 50%, 主柱材を含む部材交換, 嵩上げ工事は作業量が多く, 難易度の高い作業内容になるので, 追加できないか。
 - ⇒鉄塔工事は,「基礎工事が伴うこと」と定義してきた。基礎工事が伴わない鉄塔 工事は定義から外れるため,追加しない。

(基礎工事を伴う嵩上げ工事は、追加する)

- ⑦ 特殊工事(新幹線、高速道路、4 車線以上の幹線道路など)の追加について
 - ・重要物件の横断工事は、電線を落下させない管理能力、対外折衝能力などの高度 な管理能力が必要になるので、特殊工事に追加できないか。
 - ⇒幹線道路は,周辺環境により工事難易度に差が大きいので,追加しない。 (新幹線・高速道路横断工事は,特殊工事に追加する)
- ⑧ 鉄塔建替工事で電線が移線の場合は鉄塔単独工事となるのか
 - ・延緊線を伴わない電線移線の工事は、鉄塔単独工事と解釈するのか。
 - ⇒鉄塔建替工事の場合は、電線移線であっても、延線・緊線と同等の作業が発生 するので、鉄塔建替工事として取扱うこととする。

- 2. 第2回実務歴ポイント制検証分科会(2020/12/21)での質疑とその後の応答(この質疑とその後の対応に関する説明書を参考資料として巻末に添付した)
 - ① 工事規模ポイントの基準
 - ・超高圧送電線に対する工事規模ポイントのアップ要望
 - ⇒不採用(詳細は,「説明書」による)

工事規模 P に超高圧を採用する件は、基準の工事規模 P が「8 P」を超え、結果して指導監督的実務経験の所要期間を「2 年未満」に減じることになるため、採用しないものとする。(1 工事の工事規模 P は「8 P」が上限)

- ② 特殊工事の取扱い
 - ・海峡横断及びJR・私鉄(鉄道)横断の架線工事の追加要望
 - ⇒採用(要領P2:2.(1).○特殊工事に追記)
 - ・鉄塔(仮柱)及び架線工事を伴う災害復旧工事の追加要望
 - ⇒検討(別途,課題を整理)
- ③ 実務歴Pの参入制限
 - ・JR工事の対象職務は「主任技術者又は監理技術者および工事指揮者」とする。 ⇒採用(要領P2:2(2)実務期間に追記)
 - ・指導監督的実務経験の対象は、JV工事で構成会社毎に技術担当を配置する場合は「構成会社毎の筆頭者」を対象としたい。
 - ⇒採用(要領Р2:2.(2)実務期間に追記)
- ④ 手続き不具合の改善など
 - ・電力の発注規模の棲み分けにより、基準工事規模の受注は不可能な工事会社の対策として、難易度の高い小規模工事経験の反映を要望
 - ⇒検討(別途,各支部に意見伺い)
 - ・上級現場代理人の受験要件(実務経験期間)は,「現場代理人実務経験 12 カ月」 とし「従事期間の 1/2」は適用無しに統一する。
 - ⇒1/2 無しに統一(内申書様式から, 1/2 欄を削除)
 - ・内申書のポイント合計点を「様式の表・裏」に自動反映に修正。及び「安全衛生 教育」の履修時間は,58時間を54時間に訂正
 - ⇒修正・訂正(要領P4及び内申書様式の当該箇所を見直し)
 - ・(指導監督的な実務経験の技術担当は) 1 工事, 1 名を対象に参入しているが,
 - 一定規模の工事で、複数名を算入できれば増加する。
 - ⇒検討(別途,実態確認して検討)
- ⑤ 前回分科会以降の改善要望
 - ·「がいし連取替工事」を難易度の高い工事として4支部から追加要望
 - ⇒高難度工事とし採用(要領P3:3.(1).②96Pに制限する工事に追記)
 - ・「部材取替が 50%を超える部材交換」及び「主柱材の取替を含む部材交換」の追加 要望
 - ⇒高難度工事とし採用(要領P3:3.(1)②96Pに制限する工事に追記)

「教育並びに資格認定要項(架空送電線路工事従事者用)平成 15 年 3 月版」に定める「5.現場代理人の資格認定」のうち「5.1.4 指導監督的な実務経験」を以下に抜粋した。(要項制定以降の教育委員会決定事項を反映している)

5.1.4 指導監督的な実務経験(経験期間は2年以上)

建設工事にかかわる設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場 監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいい、

具体的には副現場代理人(現場代理人不在時に代務を司る責任者)、安全担当、技術 担当(多数の場合は筆頭者)の経験をいう。

ここでいう実務経験の内容は、発注者から直接請負った建設工事に関するものに限られ、元請会社から請負った建設工事にかかわる経験は含まれない。

指導監督的な実務経験は、鉄塔並びに架線を一連の工事として経験できるものを 対象とし、具体的な対象工事は次のとおりとする。(入社から2年間はこの実務経験 に算入を認めない)

- (1)66kV 以上の送電線路新設、建替工事(2回線、2基以上)
- (2)電圧・基数にかかわらず(1)と同等以上と認められる送電線工事
 - ①66kV以上、2回線2基以上と同等なもの

a.110kV 以上 1基以上 b.66kV 4回線以上 1基以上 c.66kV 以上 多導体工事が伴うもの 1基以上 d.66kV 2回線活線、活線近接 1基以上 e.66kV 2回線市街地工事 1基以上 f.OPGW工事 5km 以上 g.66kV 電線張替工事 2km 以上 h.66kV 2 回線撤去工事 2 基以上

ただし、指導監督的実務経歴 2 年間のうち、 f 及び g の実務歴については、合 算して最大 12 ヶ月を超えてはならない。

- ②上記①以外の工事であっても工事内容が同等以上と認められる送電線工事は有効 とする
 - ・66kV1回線1基以上の新設、建替工事は、実務経験算入期間を2分の1とし 実務経験として認める
- ・66kV1回線1基以上の撤去工事は、実務経験算入期間を2分の1として認める ただし、指導監督的実務経験2年間のうち、上記の実務経歴は、それぞれ最大 12ヶ月を超えてはならない。

第2回実務歴ポイント制検証分科会での質疑とその後の応答に関する説明書

工事規模Pの基準に関する審議事項

<要望1>

・超高圧送電線に対する工事規模ポイントのアップ要望(九州支部)

理由:110kV以下に比べ、高度な施工管理力や技術力を要するため

<対応1>

・現行の運用要項において「実務歴ポイント評価基準」は

工事規模は「66kV·2回線·2基」を基準(8P)

指導監督的実務経験期間は、2年(24カ月)

=8P×24カ月=192P以上の者の申請を認める。といている。

- ・工事規模ポイントを基準値(8P)以上にした場合,期間が24カ月未満でも 192Pを満足することになる。
- ・一方、資格要件の「緩和」と「拡大」の定義(運用要項1.(2))により、「技術力の低下を招くような資格要件の緩和」の定義には、「指導監督的な実務経験の所要期間を2年未満に減じること」と定めている。

以上を考慮して、本要望の超高圧工事の件は、基準の工事規模P「8P」を超え、実 務歴の所要期間が2年未満を許容することになるため、採用しないものとする。

(1工事の工事規模Pは「8P」が上限)

- ※前回分科会以降の改善要望にあった
- ・超高圧の電線張替は、高評価できないか(北陸支部)
- ⇒「110kV以上・2回線の電線張替工事」の追加要望は、前記、対応1 (超高圧の工事規模P)と同様に実務歴の所要期間が2年未満を許容することになるため、採用しないものとする。

特殊工事の取扱いに関する審議事項

<要望2>

- ・海峡横断工事の追加要望(中国支部)
- ・海峡横断及びJR・私鉄(鉄道)横断の架線工事の追加要望(九州支部)
 - ⇒横断工事は、周辺環境による評価ではなく、物件自体の重要度を評価することを 提案。(九州支部)

<対応2>

・現行の運用要項における「特殊工事」の取扱い

管理能力が必要な特殊性の高い次の工事は、特殊工事P「2P」の加算を認める。 ただし、1件名「2P」までとし重複加算は認めない。

「多導体工事」,「活線接近工事」,「市街地工事」,「新幹線横断工事」,

「高速道路横断工事」と定めている。

・指導監督的な実務経験における特殊工事とは「基準工事規模(66kV・2cct・2基)」と比較して、対象とする工事に、明確な特殊性(高難度)があり、「指導監督的な立場で当該工事の実務を担う者」にとって、基準工事規模より高難度の「技術面・管理面・対外折衝面等」に関する実務経験を積むことができる工事をいう。(対外折衝面とは、横断物件管理者等との折衝を指す)

以上から、本要望は、対象工事の指導監督的な実務が、基準工事規模に比較して、難 易度が高いことを「技術面・管理面・対外折衝面等」から「証明する説明」を加え て、採用するものとする。(※「説明」は、運用要項に示す5工事は除く)

なお、対応1 (超高圧の工事規模P)に示すとおり、資格要件の「緩和」の定義に該当する「指導監督的な実務経験の所要期間が2年未満になる」場合には、特殊工事の加算は認めない。(1工事の工事規模Pは「8P」が上限)

※「多導体工事」「活線接近工事」「市街地工事」の特殊工事3例について、 資格認定要項(H15/3)で「66kV・2cct・2基と同等と認められる送電線工事」と 定義されている次の工事規模

「66kV・多導体工事・1基以上」

「66kV·2回線活線,活線接近·1基以上」

「66kV·2回線市街地工事·1基以上」

の3工事は、実務歴ポイント制のルール化に際して、工事規模 Pが「66kV・1基」の みのため、評価基準「8 P」を満足しない。(鉄塔工事2 P + 架線工事4 P = 計6 P) このため、特殊工事「2 P」を設け、評価基準を満足する配点としたもの。

前回分科会以降の改善要望

<要望5>: がいし連取替工事を追加要望

- ·緊線解体,緊線が伴い,多導体では比較的大規模工事になるので追加できないか <対応5>
- ・前回分科会での審議結果

架線工事は、「延・緊線工事を伴うこと」と定義してきた。難易度の高い仕事となる場合はあるが、架線工事(延・緊線工事を伴うこと)の定義から外れるため、追加しない。しかし、大規模工事となる場合もあるので、来年度以降、再検討する。としていた。

- ・今回,多導体のがいし連取替工事の再検討要望が,4支部からあった。 緊線解体,がいし連取替,緊線が伴う大規模工事になることから,再検討を要望。 ・がいし連取替工事は,
 - 多導体工事の場合には、難易度の高い、緊線解体、緊線が発生するため、延・緊線工事と同等の「難易度の高い架線工事」になることから、P96制限で参入対象とする。
- ・対象電圧の考え方は、採用しない.

以上から,本要望のがいし連取替工事は,多導体工事に限定して「難易度の高い架線 工事」になることから,「高難度工事」としP96制限で参入対象とする。 ただし、「(多導体)がいし連取替工事」の採用にあたっては、次によるものとする。

- ·工事規模Pは「96P制限」
- ・工事区分は,多導体に限定
- ⇒がいし連取替工事は「架線単独」を適用

(ポイント例:110kV/1cct=3P, 同/2cct=5P)

・申請対象「192P」は、総合的な実務経験をする意味から、「がいし連取替工事」 に加えて、「鉄塔」の工事経験が含まれること。

<要望6>改良工事の追加要望

(部材取替 50%、主柱材を含む部材交換、嵩上げ工事)

・部材取替 50%、主柱材を含む部材交換、嵩上げ工事は作業量が多く、難易度の高い作業内容となるので、追加できないか。(前回分科会)

<対応6>

前回分科会での審議結果

鉄塔工事は、「基礎工事が伴うこと」と定義してきた。基礎工事が伴わない工事の 追加は難しい。(基礎工事を伴う嵩上げ工事は追加した) としていた。

- ・今回,関東支部から再検討の要望があった。
 - 今年度の件名(66kV 犬吠線) において、8 基の基礎を除く全部材取替のケースもあり、延命化対策が多様化している。会員要望を踏まえ、難易度に照らし基礎と上部を分離したポイント新設について、再検討を望む。
- ・「鉄塔全部材 50%を超える部材取替」及び「主柱材の取替を含む部材交換」の改良工事は、大量の部材取替工事及び主柱材取替工事は、部材取替時の鉄塔強度を維持するために、部材取替手順の順守が求められること、部材補強工事・荷重代替材取付等の対策工事が伴うこと、加えて鉄塔強度について一定の知識が必要になることなどから、「難易度が高い鉄塔工事」になるため、P96制限で参入対象とする.
- ・対象電圧の考え方は、採用しない。

以上から,本要望の鉄塔改良工事は,「鉄塔の50%を超える部材取替」及び「主柱材取替を含む部材交換」に限定して,「難易度の高い鉄塔工事」になることから,「高難度工事」としP96制限で参入対象とする。

ただし、「鉄塔改良工事」の採用にあたっては、次によるものとする。

- ·工事規模Pは「96P制限」
- ・工事区分は,「鉄塔の 50%を超える部材取替」と「主柱材取替を含む部材交換」に限定
- ⇒鉄塔改良工事は「鉄塔単独」を適用

(ポイント例:66kV/2cct/1基=2P,同/2基=4P)

・申請対象「192P」は、総合的な実務経験をする意味から「鉄塔改良工事」に加えて、「架線」の工事経験が含まれること。

新制度導入により受験対象者に関する改善提案

<提案>第2回分科会での議論は、(議事要録による)

- ・中国支部よりあった提案は,
 - ⇒「1工事, 1名を工事期間に算入しているが, 一定規模の工事は, 複数名を工事期間に算入できれば増加する」
- ・他支部の実態を各委員に伺った結果,「1工事, 1名を対象としている」ことに,否定的意見はなかった。
- ・このため、今回は不採用とした。

なお, 資格認定要項にあるとおり

・副現場代理人・安全担当は、技術担当とともに、指導監督的な実務経験の対象に算 入できる。こととしている。

後日、他支部の運用実態を確認する。としたのは、

・本提案が、各支部の運用実態から見て、現場代理人不足に対する有効な対策となる かを確認したいと考えたものである。

教育並びに資格認定要項より抜粋

5.1.4 指導監督的な実務経験(経験期間は2年以上)

建設工事にかかわる設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいい、

具体的には副現場代理人(現場代理人不在時に代務を司る責任者)、安全担当、技術担当(多数の場合は筆頭者)の経験をいう。